

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の縮減			
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 41 条の 19 の 4）			
見 直 し の 内 容	<p>認定長期優良住宅の新築等をして居住の用に供した場合には、標準的な性能強化費用相当額（上限 1,000 万円）の 10%相当額を、その年分の所得税額から控除（当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除）する特例について、適用期限を 2 年延長するとともに、標準的な性能強化費用相当額の上限（控除対象限度額）を 1,000 万円から 500 万円に引き下げる。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第 41 条の 19 の 4 租税特別措置法施行令 第 26 条の 28 の 6 租税特別措置法施行規則 第 19 条の 11 の 4</p> <table border="1" data-bbox="874 1003 1489 1099"> <tr> <td data-bbox="874 1003 1220 1099">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 1003 1489 1099">+2,542 百万円 （▲16,400 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+2,542 百万円 （▲16,400 百万円）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+2,542 百万円 （▲16,400 百万円）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>良質な住宅ストックの形成を促進するため、さらに認定長期優良住宅の供給戸数を増大させていく必要があるが、厳しい財政状況を踏まえ、大規模な住宅まで全てカバーするのではなく、平均的な床面積（132.3 m²）の認定長期優良住宅（標準的な性能強化費用相当額（400 万円～500 万円程度））を中心に支援対象を重点化することとする。</p>			